

被災者に関わる出産育児一時金について

地震、津波の被災地域から着の身着のまま避難された妊婦さんにおける出産育児一時金の取扱いにつきましては、以下のような取り扱いをしていただければ、42万円の支払は行われます。

その場合妊婦さんが、保険証、母子健康手帳等を持参されていない場合が想定されますので、直接支払制度を利用するに当たっては、以下のように取り扱ってください。

- 1 保険者を特定する必要がありますので、可能な限り妊婦さんから保険者名を聞き出してください。
- 2 どうしても保険者名がわからないときは、妊婦さんの個人情報以外には、以下の事項について可能な限り聞き出してください。
 - ①勤務先の会社名（専業主婦の場合は夫の勤務先の会社名）
 - ②社保か国保か
 - ③避難先住所・電話番号
 - ④被災地住所
- 3 出産費用が42万円を超える施設にあつては、被災者であることをご考慮いただき、個別に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 4 なお、被災地、被災者に関する専用請求書の記載等の詳細な取扱いについては、厚生労働省において近日中に示されるとのことですので、改めてご連絡いたします。

以上により取り扱っていただきますようお願いいたします。